

平成30年度事業報告

社会福祉法人 ささの会

平成 30 年度 社会福祉法人ささの会本部 事業報告

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、以下の事業運営を行った。

障害者支援施設「どうかん」（以下どうかん）

グループホーム「ほがらかホーム」（以下ほがらかホーム）

多機能型事業所「ぽとふ館」（以下ぽとふ館）

さいたま市岩槻区障害者生活支援センター「ささぼし」（以下ささぼし）

指定特定相談事業所「レタス」（以下レタス）および「セロリ」（以下セロリ）

居宅介護事業所「まるみつと」（以下まるみつと）。

平成 30 年 4 月、改正障害者総合支援法の施行と障害福祉サービス等の報酬改定があつたが、大きな混乱なく対応することができた。特に報酬改定が理由で減収になることはなく、概ね安定した経営を行うことができた。

法人運営に関しては社会情勢の変化に応じた変革が求められた 1 年となった。

とりわけ、恒常化する介護職の人材不足は深刻であり、退職者の補充に時間がかかった。しかし、欠員のある事業所に法人の他事業所から応援職員を派遣するなど、事業所間の連携がスムーズにでき、影響を最小限に抑えることができた。求人については、新たに就職情報サイトの利用などを導入し、一定の成果は得られたものの、採用に関する業務負担が増大した。また、政府の示している「働き方改革」による労務管理等の様々な施策の対応を控え、法人事務局の機能強化に着手した。

法人運営協議会は、利用者部会、家族部会及び法人部会からなる準備委員会の活動を順調に進めることができた。家族部会では、事業所を超えた家族の連携や法人協力について話し合いを進め、平成 31 年度は「法人サポートーズクラブ」の立ち上げが決定した。

また、生活困窮者の支援を目的とした「彩の国あんしんセーフティネット事業」に加入し、新たな地域における公益的な取り組みとして位置付けた。

新グループホーム「かぼちゃホーム」は 4 月に運営が始まり、重複障害のある方、高齢の方など 7 名の方が入居された。地域生活への多様なニーズに対応するための、支援体制の構築と体験の場づくりについては一歩進めることができた。

地域の取り組みとしては、「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」（岩槻区事業）をベースに、区内の事業所の参画をより活発化させる仕組みづくりを進め、地域のネットワークの強化に取り組んだ。こうした実績から、さいたま市地域自立支援協議会を中心に協議を重ねてきた「区自立支援協議会（地域部会）」が平成 31 年度から岩槻区で立ち上がる事が決定した。今後は、官民が協力して、多様なサービス事業者や関係機関との協議を通じて、具体的な地域福祉の実践につながるよう、取り組みを進めていきたい。

【平成 30 年度法人重点事項】

- I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
- II 社会福祉法の理念に基づく健全な法人運営とそのための法人機能の強化
- III 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備
- IV 岩槻区における分野・領域を超える機関ネットワークの推進

【本部事業報告】

I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

1. 権利擁護法人研修

- ・利用者・職員権利擁護研修を今年度も実施し、新たにぱとふ館でも実施した。利用者と職員が共に学びあうことを意図して実施してきたが、2事業所で実施したことでの、さらに多くの利用者、職員が参加できた。
- ・研修を含め、ささの会の権利擁護活動については、複数の他法人からの見学等があった。意見交換などを通じ、他法人の取り組みを知るとともに、職員の刺激になった。また、NHK ハートネット TV の取材もあり、「障がいのある人が虐待とは何かを学ぶ研修とは」としてホームページに掲載された。

2. 意思決定支援の実践

法人の各事業所と相談支援事業所の連携によるサービス担当者会議を通じて、多角的な視点から本人の意思に沿った支援を検討し、特に地域移行を進める際の個別支援の軸として取り組んだ。

3. 虐待通報件数

ささの会事業所から市町村に対し、施設内虐待が疑われるケース 3 件を援護地の市町村及びさいたま市に通報した（虐待認定には至らず）。

4. 苦情件数

苦情件数は法人全体で 34 件（前年度 40 件）あった。
できるだけ迅速に改善策を立て対応した。件数が減少したが、利用者自治会の活動の中で、利用者が気軽に声を出せるようになってきたことが理由と考えられる。

II 社会福祉法の理念に基づく健全な法人運営とそのための法人機能の強化

1. 評議員会の開催・評議員会は下記の通り実施した。

第 1 回定期評議員会	平成 30 年 6 月 26 日 (火)
第 2 回評議員会	平成 30 年 12 月 19 日 (水)
第 3 回評議員会	平成 31 年 3 月 27 日 (木)

2. 理事会の開催と健全な法人運営

- ・理事会は下記の通り実施した。

第 1 回理事会	平成 30 年 6 月 7 日 (木)
第 2 回理事会	平成 30 年 11 月 27 日 (火)
第 3 回理事会	平成 31 年 3 月 13 日 (水)

3. 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催 平成 30 年 7 月 26 日

4. ささの会運営協議会の設置準備

準備委員会として設置した利用者部会・家族部会で協議を進めることができた。

- ・準備委員会の各部会については以下のように実施した。

(法人部会)

第1回法人部会	平成30年4月18日(水)
第2回法人部会	平成30年8月30日(木)
第3回法人部会	平成30年9月26日(水)
第4回法人部会	平成31年2月13日(水)

(利用者部会)

第1回利用者部会	平成30年4月18日(水)
第2回利用者部会	平成30年7月13日(金)
第3回利用者部会	平成30年11月30日(金)
第4回利用者部会	平成31年3月1日(金)

(家族部会)

第1回家族部会	平成31年1月16日(水)
---------	---------------

5. 経理の迅速化と適切な予算執行

- ・会計業務の委託先が変わって2年目となり、資金の動きが早くわかるようになつた。さらに会計事務所の月次訪問の際に、各事業所の管理者も随時参加し、経営状況について説明を受ける場を設けることができ、現状をより把握しやすくなつた。そのため、ある程度、補正予算や決算等の業務は滞りなくできるようになつてきた。しかし、予算執行の精度に関しては十分とは言えず、次年度以降の課題となつた。
- ・給与支払業務の委託を始め、事務業務の整理集約が行えた。
- ・これまで本部で集約していた、勤務簿や年休簿の管理等を各事業所で管理できるようにルールや体制を整つた。本部と各事業の区分けが明確になつてきた。

6. 法人本部機能の強化

- ・法人事業の各部門でより主体的な運営を進めていくため、バックアップ機能の強化、各部門の次世代の管理職の育成、地域から求められる役割の強化をめざして、法人本部の体制の改革を進めた。具体的には、法人業務の整理と各事業所への権限移譲を進め、特に「どうかん」においては、法人事務局長と施設長の兼務を避け、管理者の役割を明確にする方向が決定した。
- ・個々の会議の位置づけ、目的を整理した。管理職会議は、法人と事業所間の協議と合意形成の場として運営した。一方で高度な経営判断のために必要な協議を図る場として、施設長格で構成する経営職会議の設置を検討し、平成31年度より実施することとなつた。
- ・各事業所運営会議（法人本部・事業所の合同会議）を月1回の定例会議として実施することとした。

7. 法人後援会の解散とサポートーズクラブの立ち上げ準備

平成17年の法人設置時において、障害者支援施設設置のための借入金返還の支援を目的に家族を中心に設立された「ささの会後援会」は、法人運営が安定したことから、平成30年度をもって解散することとなつた。

家族の高齢化の中、事業所を超えた家族間の連携、法人との協力体制について家族部会の中で議論が重ねられ、平成31年度は法人と地域をつなぐ懸け橋としての役割を目的に「法人サポートーズクラブ」の立ち上げが決定した。

8. 人材の育成・確保と定着サポートの強化

- ・人材の確保のため、計画的な求人活動を進めていくこととし、就職情報サイトを活用した求人活動を新たに取り入れ実施した。また、情勢に応じ、柔軟で計画的な採用活動を展開するため、職員の体制及び業務の見直しを検討し、平成31年度からの専任職員の配置を決定した。
- ・法人ロゴ、ポスターを作成し、地元図書館に掲示した。ロゴ、ポスターについては、今後のさきの会のPRのために広く使用していくこととなった。
- ・職員の業務外でのケガや病気も補償する業務災害総合保険に加入し、職員の福利厚生の向上につなげた。
- ・最低賃金の引き上げに合わせて非常勤職員のベースアップと昇給制度の改変を実施した。
- ・本年度も、職員育成を目的とした他法人との交流を積極的に行った。
- ・法人キャリアパス制度の周知を図り、計画的な研修の実施につなげた。人事についても、キャリアパスに基づく職位とそれに伴う役割の明確化を行った。
- ・障害者の雇用については法定雇用率を下回ることはなかったが、平成30年度中の雇用は進めることができなかった。職員増加に合わせ法定雇用率が上がる平成31年度は、年度当初に雇用を進める予定である。

9. 法人専門委員会の運営

研修・権利擁護・広報委員会については、運営が定着し、計画的に実施できた。各事業所から選出された職員が法人全体の運営に役立つことを意識して参加し、そのことが、事業所間の交流や職員の意識の向上、育成につながった。

III 地域ニーズに基づいた事業所運営と支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

1. 地域ニーズに基づいた公益的取り組みの実施

地域におけるサービスの狭間にあり、行政サービスなどにつながりにくい人の発見や支援のため、「彩の国あんしんセーフティネット事業」に加入し、ささぼしに受付窓口を設置した。

2. 暮らしの場と働く場の新たな創出

高齢化・重度化した利用者が地域で暮らせるよう、共同生活援助事業所「かぼちやホーム」、短期入所「パンプキン」を設置した。

新たに創設された自立生活援助事業の開始について検討し、サービス管理責任者2名を養成研修に参加させたが、実施には至らず、次年度以降、継続協議とした。

また、従たる事業所の検討も進めたが、物件探しや人材確保に難航し、実施は見送った。どうかんの施設外就労先の開拓は近隣企業の協力を得られ、試行的な取り組みを進めることができた。

3. 地域移行の推進

本人の意思決定に基づいて、入所施設からの地域移行をすすめていくことをめざし、どうかんから3名の利用者がグループホームに移行した。

ほがらかホームではグループホームの体験利用が試行的に始まった。地域移行や一

定の訓練を必要とする方のニーズに対応することができた。

4. 緊急時の受け入れ態勢の整備

「どうかん」における在宅相談窓口のスタッフ増員を行い、体制を強化して、「緊急時の受け入れなど、積極的に取り組んだ。(詳細はどうかん事業報告参照)

また、平成32年度中に設置される予定の地域生活支援拠点について、さいたま市や市内入所施設と協議がはじまった。緊急受け入れに関する市内事業所の協力体制については、今後も協議を継続していくこととなった。

さらに岩槻区内でも入所・グループホームの情報交換会での勉強会を行った。今後、「ささばし」の総合相談機能を核として、地域の事業所との連携のもと、岩槻におけるセーフティネットの体制づくりを進めていく方向である。

5. 強度行動障害、医療ケアなど、地域において対応が難しいケースへの支援の推進

強度行動障害に対する専門性の高い人材育成を進め、県強度行動障害研修の受講を進めた。しかし、人材不足の影響から受講予定人数を下回った。

各事業所の看護師、作業療法士などの専門職による専門職連絡会議を6月20日に実施し、今後の重度化する利用者への対応等について協議し、連携を深めた。

「まるみっと」においては、本年度も地域でも困難な事例に積極的に対応したが、ヘルパーの確保が課題となっている。

6. 地域に根差した事業所運営

自治会活動や施設行事を通じた地元住民との交流に努めた。かぼちゃホームの設置にあたっては、多くの地元協力者の支えがあり、自然となじんでいくことができた。従来の地元小中学校との交流やゴルフ連盟との交流なども継続している。

また、地元の民生委員や地区社会福祉協議会など、地域からの見学依頼も増えており、ささの会の事業に関心を持っていただくとともに、理解を得る機会として丁寧な応対を心がけた。

7. 安心・安全な事業所運営

法人防災計画の策定、BCPの策定、さいたま市協定の福祉避難所設置計画など総合的な計画の作成をめざしたが、完成に至らなかった。来年度以降、法人に防災委員会を新たに設置して、引き続き検討していくこととした。

IV 岩槻区における分野・領域を超える機関ネットワークの推進

「岩槻区顔の見えるネットワーク会議」の運営については、さいたま市と協議を進めた。同時に、区内の事業所の地域づくりへの参画をより活発化させ、平成31年度に設置が決まった自立支援協議会の取り組みにもつながるよう、入所・グループホームの事業所情報交換会、日中活動の事業所情報交換会など、4つのテーマ別部会を設置した。今年度は、それぞれの部会から「運営委員」を選び、企画・運営等にかかわってもらう取り組みを始めた。地域生活支援拠点や不足する在宅の医療的ケアサービスについてなど、地域の課題を協議した。

地域の課題を地域で解決する機能を目指し、官民協働の取り組みが始まった。